

第 62 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

日	時	令和 3 年 1 2 月 2 7 日 (月)
		午後 2 時 0 0 分
場	所	大阪市役所 7 階 第 6 委員会室

大阪市都市景観委員会（第62回）

1. 開催日時 令和3年12月27日（月）午後2時00分～午後3時48分

2. 開催場所 大阪市役所 7階 第6委員会室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長 嘉名光市

委員長代理 加我宏之

委員 岡絵理子

岡井有佳

小谷真理

福田知弘

福原和則

松岡 聡

松島格也

（2）府側 板田 建築指導室建築企画課長

（3）市側 林 建設局管財担当部長

山向 建設局企画部長

三原 建設局公園緑化部長

片岡 都市整備局企画部長

坂田 大阪港湾局開発調整担当部長

※（2）（3）はWEBによる参加

事務局（計画調整局） 寺本 計画調整局長

山田 計画部長

中村 都市景観担当課長

杉山 都市景観担当課長代理

古家 都市計画課（都市景観）担当係長

遠藤 都市計画課（都市景観）担当係長

菅野 都市計画課（都市景観）担当係長

東 都市計画課（都市景観）担当係員

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 都市景観資源の登録について

(2) 景観重要建造物の指定（案）について

(3) 景観読本の更新について（デジタルサイネージガイドラインの追加）

(4) その他

3 閉 会

[配付資料]

議題（1）都市景観資源の登録について

○資料1-1 都市景観資源について

○資料1-2 都市景観資源の審議結果について※

○資料1-3 物件概要案※

○資料1-4 都市景観資源 登録リスト

議題（2）景観重要建造物の指定（案）について

○資料2 景観重要建造物の指定（案）について※

議題（3）景観読本の更新について（デジタルサイネージガイドラインの追加）

○資料3-1 景観読本の更新について（デジタルサイネージガイドラインの追加）

○資料3-2 デジタルサイネージガイドライン（案）

議題（4）その他

○資料4 各部会の開催状況及び今後の委員会、部会の予定

（※）委員限り資料

5. 議事の概要

○事務局（杉山）

定刻となりましたので、ただいまから第62回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日、進行を務めさせていただきます大阪市計画調整局計画部都市景観担当課長代理の杉山でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

本日の委員会には、委員11名中9名の方にご出席をいただいております。

また、大阪府、大阪市関係部局担当者はウェブ会議の方法で委員会に参加させていただ

いております。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、配付資料の確認をお願いいたします。

資料一番上が「議事次第」、「委員名簿」、「配席図」とじたものでございます。以降、議題ごとに資料をお配りしております。まず、議題（１）関係、「都市景観資源の登録について」としまして、資料１－１「都市景観資源について」、A４横ホチキス留めの資料でございます。続きまして、資料１－２「都市景観資源の審議結果について」、A４の１枚物、資料１－３「物件概要案」、A４縦のホチキス留めの資料、そして最後が資料１－４「都市景観資源登録リスト」、こちらもA４縦のホチキス留めの資料でございます。次に、議題（２）関係、「景観重要建造物の指定（案）について」としまして、資料２「景観重要建造物の指定（案）について」、A４のホチキス留めの資料でございます。次に、議題（３）関係、「景観読本の更新について（デジタルサイネージガイドラインの追加）」としまして、資料３－１「景観読本の更新について」、こちらA４横のホチキス留めの資料、そして資料３－２「デジタルサイネージガイドライン（案）」、A４縦のホチキス留めの資料でございます。最後が議題（４）関係、「その他」としまして、資料４「各部会の開催状況及び今後の委員会、部会の予定」としまして、A４の１枚物の資料でございます。そのほか、都市景観委員会資料綴のファイルを卓上に準備しております。

以上でございますが、不足がございましたら、審議中でも構いませんので、事務局のほうまでお声がけください。

それでは、これからの議事進行につきましては、嘉名委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○嘉名委員長

皆さん、こんにちは。年の瀬の一番最後の日かもしれませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますけれども、その前に、当委員会については、運営要綱に基づきまして、議事録署名人を指名してお願いすることとしております。名簿の順ということで、小谷委員と福田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議題に入っていきたいと思います。

議題（１）都市景観資源について、事務局からご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（中村）

都市景観担当課長の中村でございます。

私のほうから、議題（１）の都市景観資源の登録についてご説明をいたします。

本議題は、都市景観資源の登録候補案をご説明させていただき、ご意見をいただくものでございます。

まず、資料１－１に基づきご説明させていただきます。また、前のスクリーンにも同じ資料を表示しておりますので、適宜ご覧ください。

初めに、１ページでございますが、都市景観資源の概要等をご説明いたします。

１、都市景観資源の定義でございますが、本市都市景観条例第３３条において、市民に親しまれ、良好な都市景観の形成上の価値を有すると認められる建築物等が一体となって都市景観を形成している土地その他の物件を都市景観資源として登録するものと規定され、市長が登録を行うものでございます。

２、都市景観資源の対象物は、建築物等、樹木等、公共施設、複合物の４種類ございまして、３の都市景観資源の考え方に記載のとおり、建築物群や建築物その他の工作物、樹木等が一体となって都市景観を形成している複合物なども都市景観資源の対象としております。

次に、２ページをご覧ください。

登録に当たっての評価基準でございますが、まず（１）必須要件といたしまして、市域内にあるもの、市民・区民等が道路、その他の公共的な場所から容易に望見できること、原則として区からの推薦のあることなどがございます。この必須要件を満たすものについて、（２）評価基準でございますが、こちらに記載の①認知性、②美観性、③地域性、④歴史・文化性という４つの基準に照らし、都市景観資源にふさわしいか否かを総合的に審査するものでございます。

３ページをご覧ください。

都市景観資源の制度の目的や、登録・活用についてご説明いたします。

本制度は、良好な都市景観の形成上の価値を有する建築物等を都市景観資源として登録し、広く市民の方に知ってもらい、地域の特性を生かした景観づくりを進めていくことを目的としております。また、登録後は、４ページをご覧いただきたいのですが、各区の活用事例として記載しておりますとおり、まち歩きイベントですとか、パンフレット、マップの作成、区の広報誌での紹介等に活用されております。

次に、５ページでございます。

都市景観資源の今後の取組について、効果的な魅力発信に向けた見直しとして、これまでの経過と今後のスケジュールを掲載しております。

まず経過でございますが、区で推薦物件の抽出などを経て、推薦されたものについて当局が本委員会でご意見を受けるなどし登録手続きを行い、平成19年度から平成29年度までの間に24区全区の都市景観資源の登録が一旦完了しております。平成30年度以降は、追加登録や外観変更・解除等の手続きを実施し、現在、402件の都市景観資源が登録されている状況となっております。

都市景観資源については、登録後の活用を重要と考えており、上の表の区の欄の下側に記載していますが、課題として、認知度向上のために全市的なPRが必要と認識しております。こうした課題認識から、今後、登録された資源の認知度向上に向けた取組をより一層進めてまいりたいと考えているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、都市景観資源の登録は、例えば表の中のダイヤのマークというのをご覧いただきたいんですけども、令和元年度に各区への一斉照会に基づく推薦、令和2年度に物件調査、令和3年度に登録といったように、3年間かけて実施しております。このため、令和2年度、令和3年度の推薦物件について、今後も3年間かけて登録の手続きを行っていくこととなります。

しかし、24区の都市景観資源が出そろい、その後のフォローも行う中で、先ほどご説明いたしましたとおり、課題と認識しております都市景観資源の認知度向上に向けた取組により注力するため、スケジュールの表の推薦欄の令和3年度のところに括弧書きしておりますとおり、区に対する一斉照会を一旦終了し、効果的な資源の魅力発信に向け、全市的なPRへ向けて取り組んでまいりたいと考えております。

なお、新たに建設される建築物を資源として登録することを想定し、令和4年度以降は、区から随時個別に相談を受け付けることといたします。

また、令和6年度以降において全市的なPRの実施を予定しておりますことから、今後、その実施に向けた検討について、本委員会からご意見を頂戴したいと考えております。

それでは、都市景観資源の登録についてご説明いたします。資料1-2をご覧ください。

本日ご意見をいただく登録候補物件は、当初、区役所から推薦を受けた18件のうち、所有者及び区役所から辞退があった物件などを除く15件でございます。この15件については、都市景観資源検討部会でご審議いただき、登録にふさわしい物件として11件を挙げていただいております。

なお、お手元の資料1-3に、この11件の登録候補物件の概要と写真を掲載しております。また、前のスクリーンには、部会で都市景観資源にふさわしくないとされた物件も含め掲載しております。

まず、物件番号1番となります。こちらにつきましては、人工の砂浜が区民の憩いの場として活用されておりますが、本来、砂浜が形成されない場所に自然を模した人工装置としてつくられていることに違和感があるため、都市景観資源としては評価し難いとして、登録候補対象外としております。

次に、物件番号2番です。尻無川に張り出したデッキが往時の水運利用を想起させ、水都のにぎわいのあるアクセントとして機能しており、都市河川景観の一つの形態としてふさわしいものと評価できるとして、登録候補としております。

それから、物件番号3番です。IKEA鶴浜、東京インテリア家具大阪本店の分ですが、こちらは建築物に明度の高い色彩が多用され、また、各企業の商業色が強く、良好な都市景観の形成上の価値を有するとは言い難いということで、登録候補対象外としております。

続きまして、物件番号4番です。こちらコイズミ緑橋ビルというところなんですけれども、階段状の緑化バルコニーによる立体的な緑景観が、周囲に良好な景観と環境を広く提供しています。また、隣接敷地の道路際に点在する植え込み等との連続性が、まちの生物多様性に貢献する建築緑化の好事例として評価できるとして、登録候補としております。

続きまして、物件番号5番となります。商店が群をなすことで限界景観を形成するとともに、地域固有の歴史・文化性を継承するシンボル景観として評価できるとして、登録候補としております。

続きまして、物件番号6番です。旭区の商店街群になるんですけれども、この前の写真になります。千林商店街は歴史がありまして、今なおにぎわう様子は認知性としても評価できるんですけれども、空き店舗の多い他の商店街を含めた一団として評価することは難しいということで、登録候補対象外としております。スライドに映しておりますのが千林商店街の様子でございます。

次に、地図で見ていただきたいのですが、千林商店街から連続する形で周辺には複数の商店街が広がっております。区役所からの推薦では、この一帯の商店街群を一団として登録を希望されておりました。しかし、千林商店街以外の商店街については、このスライドのとおり空き店舗が多い状況となっております。千林商店街のみでの登録であれば登録可

能という審議経過となりました時点で、区役所にもその旨を伝えましたが、千林商店街のみの指定は希望されず、今回は登録対象外としております。

続きまして、物件番号7番です。赤レンガ造りの正門を中心とした建築物群は、地域のシンボルとして親しまれており、認知性、地域性を有しているとして登録候補としております。

物件番号8番です。大阪の近代化を思い出させる歴史の語り部として、雄大な淀川を背景にシンボリックな景観を形成しており、認知性、地域性、歴史・文化性が評価できるとして、登録候補としております。

次に、物件番号9番です。御堂筋のイチョウと共に育てられ、この地に残った言わば兄弟樹木のようなイチョウで形成されている並木道は、将来に語り継がれる物語が含まれており、地域性、歴史性を有した公園である。イチョウの由来と共に桜の名所としてさらに情報発信され、樹木の保育管理に努められることを期待したいとして、登録候補としております。

物件番号10番です。こちらにつきましては、所有者が辞退したいという意向で、登録候補対象外としております。

続きまして、物件番号11番です。今年度、コロナ禍における現地調査の実施が困難であったため、事務局が撮影した写真等において審査を進めてまいりました。この物件につきましては、道路が7つに曲がっているという七曲りの形状を登録したいという趣旨で推薦された物件ですが、部会において、写真審査では七曲りの形状を含め街道の状況を正しく確認できなかったため、改めて現地調査による確認を行う必要があると判断され、継続審議としております。

物件番号12番です。物件調査において所有者が特定できなかったため、推薦者である区において辞退し、登録候補対象外としております。

物件番号13番です。こちらも所有者が特定できず辞退として、登録候補対象外としております。

物件番号14番です。敷地内の参道、勾配屋根が連なる社殿に美観性が認められる。また、夏祭り、秋祭りの際には神輿も出て大変にぎわい、獅子舞や宮入り木遣り音頭が奉納されるなど、歴史・文化性を有しているとして、登録候補としております。

物件番号15番です。長い歴史を経て現在に受け継がれる地域のシンボルである。また、鳥居と石灯籠から境内に至る道路がまちと一体となった参道景観を形成しており、歴史性、

シンボル性を有する景観資源として評価できるとして、登録候補としております。

物件番号16番です。社殿や参道が隣接する公園と一体となって良好な環境が形成されている。また、本殿の南と北の巨樹により力強い緑景観が形成され、歴史性、シンボル性と緑の力強さを感じる景観資源として評価できるとして、登録候補としております。

物件番号17番です。住宅地にある歴史性を有した瓦屋根の木造寺院である。また、本殿を開放して各種の催しが開催されるなど、地域活動や各種教室で地域に開かれ親しまれている点について評価できるとして、登録候補としております。

物件番号18番です。瓦屋根の本堂や山門、参道をはじめ手入れの行き届いたソテツや巨樹のイチョウにより、歴史性、文化性、シンボル性のある景観が形成されている。落語会等のイベントを開催するなど地域に親しまれた景観資源であるとして、登録候補としております。

今回の審議結果については以上でございます。

なお、部会で判断し難いものがあれば、委員会でのご審議をお願いしているところがございますが、本日の物件は全て部会において候補の選定まで行うことができしております。本日の委員会においてご承認をいただければ、今後、所有者への意向確認など登録に向けた手続きを進めてまいりたいと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がございました。

福原部会長、この間いろいろご審議いただきましたけれども、何か補足があればいただきたいと思えます。

○福原委員

特に補足というものはないんですけども、今回の選定に当たっては、緊急事態宣言等がありまして、本来現地に出向くところを出向けなかったという特殊事情がございました。それで、写真を撮ってきていただいて、それを委員の皆で拝見しまして、それでまた、それに追加してここも撮ってくださいという形で、できるだけ限られた中でも正しく判断できるように、市の方にも随分いろいろと調査に行ってくださいまして、その上で判断をいたしました。それでも、どうしても現地に行かないと分からないという部分もありまして、それについては保留という形にさせていただいております。

それから、市民が親しんでいる景観ということで、できるだけ多くを拾い上げるという方向で選定をしていますけれども、どうしてもという理由があるものについては選定できないという判断もしております。

以上のようなことで、先ほどの報告のような推薦候補となっておりますので、よろしくお願いたします。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

都市景観資源については、平成19年度以降、登録を進めてきているということで、今、市内全24区の登録を一旦完了したという状況にあるわけです。先ほど事務局からご説明いただきましたように、今後は効果的な資源の魅力発信の検討にシフトするということがございます。

本日の登録資源の審議結果、それから今後の方針、PR手法の検討の進め方等々、何かご意見ございましたら。あるいはご質問でも結構ですので、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

岡先生、どうぞ。

○岡委員

関西大学、岡です。

1つ目の大阪ふれあいの水辺の分は、本来ここに砂浜がないからということで景観資源にしないという判断を部会のほうでされたとお聞きしましたが、部会長がいらっしゃるのととても言いにくいんですけども、大阪工大の大宮キャンパス、3番、これは本来ここにあるべきでない、実際中之島にある中央公会堂を模したものがここにあるのを景観資源としてよいのかというところで、私は少し疑問を感じるのですが、部会のほうでそれほど意見が出なかったのであれば、それもしかりと思っています。これは私の意見です。

もう一件は大事なことだと思っているのですけれども、千人塚とお地蔵さんが今回所有者特定できず辞退となっておりますけれども、こういう路傍のものとか、道路整備をすればどんどんなくなったり埋もれたり、扱いがあまりよろしくないものも結構ありますが、でも、まち歩きするときにはこういうものを見つけるのはとても大事なことだと思います。何か区の単位であるとか市の単位であるとか、こんなものは今さら所有者なんて特定できるわけもないものなので、一括してどこかで保護するとか預かるのかというようなことができればなと思います。

以上です。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

まず、ふれあいの水辺については、少しオリジナルではないということが評価としては書いてありますが、これ例えばTUGBOAT_TAI SHOなんかもそうですが、評価が定着しているかどうかみたいな視点もあるかなど。やはり都市の景観は変わっていくので、オリジナルじゃないからというところ、ちょっとなかなか難しいというところもあるかと思います。そういう意味では、評価が定着しているかどうか、少し様子を見てみましょうという捉え方もできるかなという印象です。

それから、物件の所有者が不明な案件は確かに悩ましいですね。所有者の同意が前提になっている仕組みだということだから登録できないということだとは思いますが、そういう理解でいいですね。

○事務局（中村）

都市景観資源につきましては、公告という行政的な手続きですとか、市のホームページ掲載というところがございますので、所有者の方の同意をいただいているところでございます。過去にも本委員会で最終登録候補として承認いただいたのですが、同意を得られずに登録に至らなかったという物件もございます。所有者が特定できないということで辞退となっているというところなのですが、今後、所有者が特定できましたら、その場合は区から推薦があればということですが、改めて審査対象となると。そういう形でございます。よろしくお願いたします。

○嘉名委員長

これ、例えば所有者の代理として、例えば区役所が手続きできる仕組みを検討できないか。現行制度では不明は不明のままなので、これ以上は難しいと思う。そういう方法があり得るかどうか、例えば他都市なんかでどういう取組をやってらっしゃるかなんかも含めて、少し研究していただいて、今すぐどうこうというのはなかなか難しいと思いますが、ご検討ください。

○事務局（中村）

はい、ありがとうございます。

○嘉名委員長

福原委員、どうぞ。

○福原委員

先ほど岡先生のほうからご意見いただきました大阪ふれあいの水辺についてなんですけれども、これなかなか良好な環境で市民にも親しまれておりまして、これを何とか認定したいという意見もありました。ところが、専門的な見方で見ていただいたときに、手法として、本来そこにはないようなものをそのまま持つてくるという手法を肯定するようなことになるのかならずいというお話もありまして、それで、実際にはかなり親しまれていて有効に機能していますが、そういう議論を含むのであれば、ここはちょっと認定を見送ったほうがいいのではないかという、そういうちょっと微妙な判断になっているところです。

それからもう一つ、大阪工業大学については、ご指摘のとおり中央公会堂の意匠を、中央公会堂に関わった片岡安が大阪工業大学の初代の校長であるということから、そのリスペクトということで、そのまま持ってきているものでありまして、これも部会のほうでも議論になりまして、私はそこにちょっと心苦しさが正直ありまして、これで大丈夫でしょうかということでも申し上げた部分もあるのですけれども、その正門だけではなくて、正門に連続する背景の1号館、2号館という建物とか、それから特に道路沿いの景観の寄与に、トータルな立面景観として寄与しているという評価のご意見をいただきまして、それで部会のほうとしては認定してもいいのではないかという判断になっておりますので、この場を借りてご説明させていただきます。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

加我先生、お願いします。

○加我委員

大阪ふれあいの水辺ですが、ちょっと私自身、この砂浜のここにあるべき姿、これ明治期、江戸期ぐらいまでは当然ここに砂浜があつてということで、その再現だという見方もありますけれども、現在、川の水との縁が切られているということでいくと、いかななものかということで、このような理由で意見をさしてもらいました。

先ほど福原先生のほうからもございましたけれども、地域の中に定着していくということやいつの時点で見るとかということで、今般はちょっと私としてこのような意見、委員会としてそういうような議論がなされたということなのですが、これから継続審議で見ていくということで、市民の方々ももっともっと親しまれるだとか、ここにある意味みたいなことを考えられるということがあれば、行く行くは都市景観資源としての指定もあるのか

などと思います。

多分、南港の野鳥園が同じようなことが言えるのかなと思います。海の先に人工的につくったところが、今や大阪の湿地に飛来する渡り鳥であり、鳥のすみかになり、誇るべきところになっていると。そこまでの経年変化を見るのかということがございますけれども、引き続き定着度みたいなことを、地域の中に溶け込んでいくということ为先々見て、また景観資源への登録ということを議論できればなど思っております。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

一回選に漏れたから、もう二度とチャンスがないというものではないと思いますから、今、加我先生おっしゃっていただいたとおりで、またいいタイミングのときに資源として登録というのもありかということで。

○事務局（中村）

ありがとうございます。

○嘉名委員長

ほかいかがでしょうか。

資料1-3はTUGBOAT__TAISHO、物件番号が2番ですよ。

○事務局（中村）

そうですね。物件番号2の誤りですね。失礼いたしました。

○嘉名委員長

今後、PRに重点を置いていただくということになっております。一斉に照会をかけるというのはされないということではあったのですが、資料1-4に全リストがございます。旭区は、実は従前、城北大橋も含めて4件という状態だったので、今回かなり増やしていただいているのですが、やっぱり区ごとによりばらつきがあるのも確かで、このあたりはまた、別に各区同じ数じゃないといけないというつもりは全くないんですけど、恐らく照会をかけたときの区役所の熱意みたいなものでかなりばらついているのは確かだと思うので、このあたりは、もちろんPRがメインになっていくというところではあるかと思いますが、引き続き資源になり得るようなものを、一斉照会という形ではなく進めていただくということでお願いしたいなど。

○事務局（中村）

分かりました。ありがとうございます。

○嘉名委員長

何か資源部会で効果的な情報発信というのは、すばらしいアイデアとか何か議論されているんですか。今のところはまだこれからですか。

○福原委員

そうですね。これからということになります。

○嘉名委員長

分かりました。ぜひとも今後、資源部会でも、PRの在り方についても少しご議論いただいて、オンラインも含めていろいろご検討いただければと思います。

はい、岡委員どうぞ。

○岡委員

すみません、今、資料1-4を見ていましたら、幾つか令和3年で解除されているものがあるようですけれども、これはなくなったということでしょうか。

○嘉名委員長

事務局、いかがでしょうか。

○事務局（杉山）

平成30年度でしたか、大きな台風が来たりしたときで、町家等が壊れてしまって、そこから所有者の方もなかなか維持できないといったようなものですとか、あと建替え等の事情で解除といったものがございます。また、北区の蔵に関しましては、菅原町の土蔵につきましては、北区の22番の蔵のまち天満・菅原町ということで、面的に広がりを持って、改めて登録といったようなところのものもございます。

○嘉名委員長

そういうのは所有者同意ってどうしているのですか。

○事務局（杉山）

蔵については、所有者の方にご連絡して同意をいただいております。

○岡委員

なくなるものは仕方がないと言えば仕方がないのですが、なくなるものをPRするのも何なんですけれども、なくなる前に見学会をすとかそういうふうなことも、ちょっと確認するようなイベント的なものを考えていただけたらと思います。

○事務局（中村）

参考に考えさせていただきます。ありがとうございます。

○嘉名委員長

そもそも都市景観資源に登録するということの意味合いの一つとしては、その魅力をやっぱり市民の方に広く知っていただいて、その価値を理解していただいて、所有者の方も含めてやっぱりそういうものを守っていく、保全していく、活用していくということの必要性を理解していただくということだと思っております。本来はね。いろんな事情があるから、滅失というか、それがまかりならないという制度ではないのですが、できればこの資源登録されたことから保全に至ることが望ましいということだと思っております。

ほかいかがでしょうか。

○加我委員

あと1点。前も部会のほうで議論あったかと思うのですが、今後、この登録の仕方として、大和川や淀川で、区をまたがるもので、城北ワンドとかということで行くと、その場所だけになるのですが、淀川、大和川の景観ということで行くと、例えば東住吉区では登録されているけれども、住吉区では登録されていないというところは、大阪市の本庁のほうで見られると思っておりますので、その辺も次の追加登録のときに、大阪市としてのつながりということ、区あたりのつながりのところを見ていただければなと思っております。

○事務局（杉山）

今日資料を十分つけられていなくて恐縮なんですけれども、以前から加我先生、部会のほうでそういう意見をずっといただいていたので、追加登録の際、31年度で追加登録の照会をかける際に、部会でどんなカテゴリーに分けられるか、横串を切ってはどうかという意見もいただきまして、今いただいた河川ですとか土木構造物とか、建物とか歴史的なものであったり、神社とか近代建築とか、それ以外のものとか、何かそういったことで一度カテゴリー分類してみまして、それを区のほうに照会をかけるときにつけて、他区ではこんな感じでこんなものを行っているよというのは、二度ぐらいさせていただいております。それで、街道ですとか、あとチンチン電車ですとか、そういったものが阿倍野区であったので住吉でもというふうな形で手を挙げていただいた事例もありますので、その辺またご意見いただきながらカテゴリーに分けるなどしていきたいなと思っております。ありがとうございます。

○嘉名委員長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、委員会としては今回の登録に対して、いろいろ意見はありましたけれども、原案で異議なしという形でさせていただいて、また引き続き次年度以降の検討の際に今日出たご意見を反映していただければと思います。

登録に向けた手続きについては、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（中村）

分かりました。ありがとうございます。

○嘉名委員長

それでは、次の議題に移りたいと思ひます。

議題（２）景観重要建造物の指定について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中村）

それでは、議題（２）景観重要建造物の指定（案）についてご説明いたします。

景観重要建造物については、平成２８年３月に本委員会から答申いただいた「今後の景観施策のあり方」を踏まえ、都市景観資源検討部会を中心にその指定に向けた検討を行ってまいりました。事務局としては、指定に向けて考え方を整理したい事項がございまして、今後、委員会及び部会でご審議いただきたいと考えてございまして、本日は、現時点での事務局案についてご意見をいただくものでございまして。

資料２、右下ページ番号２ページ目をご覧ください。

景観重要建造物・樹木は、景観法第１９条の規定に基づき、景観行政団体の長が、景観計画に定められた指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもので、国土交通省令で定める基準に該当するものを指定するものでございまして。

本市では、指定方針を平成１８年２月の景観計画策定時に、①として、歴史的又は文化的に価値が高いと認められたもの、②として、地域の景観を先導し又は継承し特徴づけているものと規定し、また指定基準については、平成２９年３月の計画変更時に、①として、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観などが景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものであること、②として、公共の場所から容易に望見されるものであること、③として、美観性、地域性、歴史・文化性、視認性が高いもののうち、周囲のランドマークになる等、地域の景観的影響が大きいものと規定しております。

なお、指定基準については、①及び②が法施行規則に規定された基準、③が本市独自で規定した基準でございまして。

資料右の枠囲み部分でございまして、本市景観計画の記載の抜粋で、候補となる建造物

の事例と共に、その展開の方向性を示しております。

続きまして、資料3ページでございますが、指定後の建造物については、法に基づく所有者等の適正な管理義務や、現状変更に際して景観行政団体の長の許可により、その保全を図るものとなっております。この資料では、法及び条例で規定する規制に関する条文の趣旨等を記載しております。

続きまして、資料4ページでございますが、他都市の指定事例でございます。写真の凡例ですが、景観重要建造物については「法・重要」と記載しております。各都市の条例や要綱に基づく類似制度の指定物件については、それぞれ「条例」と「要綱」と記載しているところがございます。例えば、一番上の横浜市ですけれども、景観法に基づく景観重要樹木が指定されており、併せて市の独自施策として条例に基づく建築物の指定事例や、要綱に基づき認定等された物件の事例がございますので、その写真を掲載しております。また、名古屋市の2つ目の事例、納屋橋でございますが、このように類似制度で指定した物件を後に改めて景観重要建造物に指定したような物件もございまして、その写真の凡例については、「条例→法・重要」と記載しております。

続いて、資料5ページは、同様に北九州市、それから東京都千代田区、箕面市についての建造物及び類似制度の指定事例でございます。

続きまして、資料6ページをご覧ください。これまでの検討経過でございます。

平成28年3月に答申いただいた「今後の景観施策のあり方」に係る検討の中で、全24区の登録完了のめどが立っていた都市景観資源を対象に抽出することとし、平成30年度から資源部会を中心に検討を開始し、昨年度、一旦、指定候補物件の抽出を行っております。

約400件ある都市景観資源の中から指定候補物件を抽出するに当たっては、3つのステップ、すなわち、まずステップ1として、法律上で除外されるもの等を除き、次にステップ2として、2ページでご説明した指定基準の3、美観性、地域性、歴史・文化性を有するものとして、登録文化財といった類似制度の指定を受けている物件を絞り込み、最後にステップ3として、景観計画に規定する建築物等の誘導施策展開エリア内の物件を抽出しております。

こうして抽出した物件を対象に、昨年度、書面及び視認性を中心とした現地調査を実施し、指定候補物件を選定しております。

続きまして、資料7ページをご覧ください。

指定候補として抽出した物件を記載しておりますが、眺望・夜間景観形成を図るエリアとして、大阪城周辺景観配慮ゾーンの大阪城天守閣、ベイエリアの橋梁、重点届出区域内の近代建築などを挙げております。

続きまして、資料 8 ページをご覧ください。

抽出した物件の指定に向け、他都市の指定状況や本市における関連施策の状況を踏まえ、検討が必要な項目、検討を進めたい項目を案として大きく 3 項目挙げております。

まず、本市の指定意義の検討ですが、地域の特色を生かした建築物等の誘導の枠組みにおける景観重要建造物指定の位置づけ、具体的に申しますと、建築物等の景観誘導など他の景観施策との連携方策等の検討、そして、その検討を踏まえた景観重要建造物の指定方針の充実を考えております。

次に、景観重要建造物は、先ほどご説明のとおり、指定によって法及び条例の規制を受けることを踏まえ、積極的な広報等による景観づくりへの寄与や、建築基準法の緩和等による保全など、所有者等のメリットとなる取組についての検討を考えております。

最後に、指定候補物件の抽出に係る項目を 4 点挙げております。いずれも上記 2 点の検討と関連しますが、まず大阪城天守閣について、本市第 1 号の指定物件としての検討。こちらにつきましては、令和 4 年秋頃指定を目途に、法及び条例に基づく手続き規定の検討も併せて行いたく考えてございます。そして、橋梁については、ベイエリアにおける景観形成方針を踏まえた指定意義と、その指定意義に沿った対象物件を検討し、また、近代建築については、景観施策として実施すべき意義等を検討し、その意義等を勘案して対象物件を検討することを考えております。

なお、指定候補物件については、指定意義に重きを置いて検討したいと考えていることから、事務局の案でございますが、検討対象を都市景観資源に限定することなく、建築物の誘導施策との関係性から指定物件を抽出するという方向性で検討してまいりたいと考えております。

続きまして、資料 9 ページをご覧ください。

資料 8 ページで検討項目として挙げた景観重要建造物の指定意義について、(案)を整理したものです。

まず、指定意義としては、景観形成の意義を高めることとしております。

資料右側に記載のとおり、景観重要建造物等の指定について、本市景観計画では、地域の特色を生かした建築物等の誘導という枠組みの中で、③景観上重要な建造物や樹木の保

全として位置づけております。

現行計画においては、右側の図のとおり、施策を相互に連携させ、総合的に景観形成を図っております。そして、①の建築物等の景観誘導を柱に、②屋外広告物の規制誘導及び④景観重要公共施設の景観形成を相互に連携させておりますが、これらの施策を①の建築物の重点的な景観誘導エリアと同様もしくは付近のエリアで実施することで効果的な施策推進を図っております。

景観重要建造物の指定に当たっても、この枠組みにおいて施策間の連携を図ることとし、①の重点的な建築物等の景観誘導、また⑤の眺望景観形成と連携して実施することが望ましいと考えております。

なお、事務局としては、⑤の眺望景観形成、中でもランドマーク景観の意義を高められるよう、建造物の指定制度との連携に取り組んでいくべきと考えておりますが、この点を含めて、施策間の連携の考え方については引き続き十分議論が必要だと考えております。

また、資料10ページでございますが、所有者等のメリットとなる取組の案でございます。

まず、指定メリットとして、資料上のグレーの部分に、他都市事例を踏まえるなどして考えられるものを記載しております。また、下の表については、指定候補抽出物件に係る関連制度等の目的、手法（メリット）を記載しております。

資料右下に記載のとおり、現時点で、事務局としては、本市の取組として景観形成の意義の啓発、広報を考えており、大阪城天守閣を指定する際には、眺望景観としての歴史・地形的な経緯も含めて広く情報を発信していきたいと考えております。また、候補物件の中でも近代建築を念頭に、建築基準法の緩和についても挙げております。

資料10ページについては、景観重要建造物の指定候補として検討を進めております大阪城天守閣でございますが、大阪の歴史・文化的景観の象徴、また大阪城景観配慮ゾーンのランドマークという希有な特性を有することから、指定に向けて検討を進めていきたいと考えているものでございます。

資料8ページ以降の指定に向けた検討については、今後、委員会及び部会で議論を進めていきたいと、ご意見いただければと思います。

なお、次のページ以降ですが、参考資料として、1、景観法の規程（抜粋）、2、景観計画に定める本市景観形成の目標、3、大阪城景観配慮ゾーン（主な景観形成方針・基準）、4、他都市事例、5、建築基準法の緩和規定に関する資料を添付しております。

事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○嘉名委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明をいただきました。

大阪市さんのほうでもいよいよ景観重要建造物を使おうということでございます。景観重要建造物の指定については、今後の指定に向けて、指定意義、それから所有者のメリットですね。やっぱりインセンティブがないとなかなか同意してもらえないということもございますので、メリットとなる取組等について、本委員会あるいは部会で検討を進めていきたいということでございます。

今後、検討を進めていく、それから第1号については大阪城をとということですけども、その後、多分第2号、第3号というようなことも含めて、今後どうしていくかということもあろうかと思ひます。そのあたりについてご意見あるいはご質問でも結構ですので、ございましたらお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

じゃ、私から。他都市の研究というのは、まだこれからですよ。多分お手元にリストはお持ちだと思ひますけど。

○事務局（杉山）

そうですね。他都市の研究につきましては、資料中だと先ほどの写真に載せている都市、参考資料の4のところではまとめているんですけども、こういった形で指定件数ですとか、こういった内容のものが指定されているのか。うちと同じように、先にほかの認定制度等もされていたりというのもありますので、ちょっとそういったところの類似制度も含めて一旦調べさせていただいてはおります。

○嘉名委員長

恐らく文化財未満といひますか、そういうものとして捉えて運用をされていらっしゃる、文化財の範疇に収まらないもの、それから、あと何年かたてば文化財の射程が見えてくるのだけど、今は当面それはなかなか難しからうというようなものを対象にしているところ、それから、そもそも文化財とは違う枠組み、違う評価軸、景観としていいというような考え方で運用されていらっしゃる、大きくは多分2種類の考え方があろうかと思ひます。そういう意味では、大阪市さんがどういう方向で行こうとするのかというのは、この委員会でもそうですし、部会でもいろいろ議論しながら進めていくということが重要かなと思ひます。

はい、どうぞ、岡先生。

○岡委員

1点は大阪城のことなのですが、部会でも時々話題になっているのですが、11ページの今後の景観重要建造物指定に向けた検討というところで、大阪城の視点場が書いてあるのですが、幾つか地面の上のものもあったり、それから建物の上からのものもあると思いますが、ぜひ大川の河川上からの僅かに見える大阪城の景観というのを残していただくように、視点場を大事にしていきたいなど。視点場は一応入れておいてもらって、今後建ってくる建物に対して少しでも大川から大阪城が見えるというのを残せるようにしていただけたらなと思っています。

それともう一点、先ほど文化財的な意味が大きいなということをおっしゃっていて、その中で他都市の事例を見ていましたら、例えば横浜市の旧川崎銀行横浜支店のような古いものの上に乗せたものとか、これはかなり有名ですがけれども、それとか一番最後の箕面市の橋本亭というのが載っているのですが、実はこれ新築なんですね。全く古いものではなくて、全く新しい建物だけれども、ここの景観に配慮して、あるいはここにこの建物があることの意味をととても重要だと考えて景観重要建造物になっているのだと思います。そういうふうな意味では、例えば大阪であまり重要視されていない文化という言葉。美術館であるとか、国立美術館もそうですけれども、あれも昨日前を通ったら真っ暗だったんです。夜のライトアップも全くされていなくて、文化がないと言われがちな大阪のまちで、こういう文化的な建物をしっかりと景観として捉えてライトアップするとか、みんながそれがあることを認知するというのが重要じゃないかなと思いますので、必ずしも古いものだけじゃなくて、文化を発信する建物を際立たせるということも大事かなと感じました。

○嘉名委員長

ありがとうございます。

○事務局（中村）

ありがとうございます。

まず、大阪城の視点場の大川の河川上、ちょっとまた確認させていただいて、追加できるものであればその方向でちょっと検討を進めたいなと思います。

私ども景観という中で、当然文化という視点も含めて考えるというところもございますので、今のご意見も引き続き持ちながら検討をいろいろ進めてまいりたいなと考えてございます。よろしくお願いたします。

○加我委員

引き続き、先ほど岡先生からご紹介ありました箕面市の補足ですけれども、橋本亭と高橋家住宅で、右側の高橋家住宅のほうは、もともと条例の都市景観形成建築物に指定していて、景観重要建造物の制度が始まりましたので移行したと。条例から法への移行で、またこれ市のほうに確認してほしいのですが、今の所有者の方が高橋さんなのですけれども、元の大正のときの建てた方が有馬さんということで、その方の文化もちゃんと引き継ぎたいんだということで、今名称変更をされていますので、といったことも歴史を知ることとでなされているということと、あともう一つ、左側の橋本亭、これもともと条例に基づく都市景観形成建築物だったのですが、今般、建替えといいますか新しくつくられて、もともとの3層の意匠を継承し、本来は今2層なんですね。ということとをされていて、新しい物件ですので、ここは右側と差をつけるために、新しいものを、重要で景観重要建造物に位置づけたということで、差をつけておくといいのかなと思います。この辺のあたりの取組なんかをまた調べていただければなど。

○事務局（中村）

ありがとうございます。ちょっといろいろ確認して生かすようにいたしたいと思います。

○福田委員

神戸市さんの例で、指定していて、結局売却はされたんですけどよかったなという事例を紹介すると、三菱銀行の神戸支店、当時はファミリアホールになっていたんですが、それがもう売却の話になって、普通だったらもう知らない間に売却されて建ってしまって、あららという感じだと思うんですけど、一応景観重要建造物だということで、市のほうから最終的にデベロッパーに働きかけて、いろいろ交渉した上で、外壁は残す形になっています。先ほど、外壁を残すのがいいのか悪いのかという話はもちろどこでも付きまとうのですけれども、かなりデザイン調整をして出来上がったということで、登録しなければ全然知らない間に変わってしまっていたというのがありますので、強制力が働いているかなと思いました。

以上です。

○事務局（中村）

基本、大阪城というのは挙げてはいるものの、ベイエリアですとか近代建築というところもこれから検討の深度を深めてまいりたいと思っておりますので、そういったところで、今おっしゃっていただいたような、登録しているから残ったというようなところもちょっと意識しながら検討を進められたらと思います。ありがとうございます。

○嘉名委員長

松岡委員、お願いします。

○松岡委員

資料2、9ページにあります、具体的な方策の検討が必要というところありますけれども、恐らく今デザイン部会等でしている重点届出区域の大規模な建築とかの議論と、それからこういった景観重要建造物等の都市景観の基準を統一していくというところもあるかと思うのですが、ちょっとこれは勇み足かもしれませんが、デザイン部会の中で、これは今後または今すぐにでも、建ったらもうその場で、もしかしたら景観重要建造物になり得るというようなものがあつた場合に、そういったことも連携して、これ法的ないろんな勘案もあるということですので、そこがすんなりと、できたら事前にそういった打合せもしながら育てていけたらいいなと思つていたりします。というのは、他都市の例も含めて見ても、やはり古いものが多くて、それを指定すると。できたものを指定していくという形ですが、これからできていくものを、そういった視点でよりよい環境をつくるための、都市景観をつくるための何か話し方というか、そういった対応の仕方が今後できるのかなというふうに、かなり突っ込んだ話かもしれませんが、そういうふうに思っています。

○嘉名委員長

松岡委員がおっしゃられたケースは、どちらかというところ、今大阪市さんの運用の考え方というところ、景観重要公共施設に近いような発想で景観重要建造物を使えないかというご趣旨かなと思います。このあたりも少し他都市の取組なんかも含めて研究して行って、恐らく景観重要建造物の使い方は幾つかバリエーションがあると思うんですよね。恐らく先ほど申し上げたような歴史的な建物を保全するみたいなものがかなり数的には多いのだと思います。多いのですが、実はいろんな使い方をされていらっしゃる事例があるかと思つますので、それを少し研究しながら、大阪市でどうしていくかということを考えていくということです。ですから、ちょっと幅を持たせて考えていくという大きな方向性と、もう一つは大阪城の天守閣で、練習問題じゃないですけども、具体の手続きのプロセス自体をやって行って研究を深めていくということですか、その二本立てかなという気がします。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

私からも、先生方おっしゃっていただいたとおりで、まずは大阪市としての景観重要建

造物をどう使うかということですね。これについては少し部会でも議論させていただきながら、そうか、こういう可能性があるのかという話を少し整理していければなど。その中で方向性を決めていければと思います。それから、あと樹木のほうは、今回はされないということでもいいのですか。

○事務局（杉山）

資料で、ステップをお示しした6ページがございませけれども、今までの考え方で資源を対象にしまして、その中から他の制度で担保される物件ですとかといったものを除いていくと。最後に3で、建築物等の誘導施策展開エリア内というようなことで、眺望ですとか重点届出区域という視点でやったときに、樹木が残らなかったと。それ以外で、部会のほうでは、他都市では、樹木と建物を合わせて建造物というようなことで指定されている事例があるということも委員のほうからお話もお聞きしたので、ちょっとまた継続検討かなというようなところでご意見いただいております。

○嘉名委員長

恐らくそうですね。建造物を今回メインに行くということですが、また樹木については引き続き継続検討課題。これはこれで実は深くて、それこそ加我先生のほうがお詳しいけれども、保存樹とか類似の制度たくさんあるんですよね。だから建造物にも類似の制度があるのですが、樹木は樹木であるので、やっぱり同じような整理が必要だと思いますから。

○加我委員

ちょっと関連して悩んでおるのですが、6ページから7ページの7ページの大阪城天守閣であり、港大橋であり、これに勝る樹木がないというのが今の大阪市の状況かなとは思っています。御堂筋のイチョウがあるじゃないかというので、多分一番のところは御堂筋のイチョウなのかなと。でも、これについては景観重要公共施設にも位置づいていますし、それからもう一つ文化財的にも位置づいていますしということになりますと、景観重要樹木として改めてというようなところも悩ましいところなのかな。先ほどございました保存樹、保存樹木ということになりますと、景観重要樹木に指定するとその枠組みから外れてしまうということもありますので、実は大阪市でシンボリックな樹木が本当にあるのかという悩ましさと、景観重要樹木のほうの枠組みをどうしていったらいいかということは引き続き部会のほうで検討しないといけない課題なのかなと思っています。

大阪城の天守閣を今回景観重要建造物ですということになりますと、他市では敷地を

建造物だと言って、建物とその敷地内のクロマツであったり植栽であったりということを一体的にというようなことの捉え方もありますので、この機に天守閣と大阪城公園というのを景観重要建造物だという指定の仕方もあろうかと思えますし、そういう面で行きますと、今般、眺望景観のエリアということもありますので、大阪城公園というのは樹木として、植栽地としてということと、眺望をとということとの景観形成ということもより求められるところなのかなと思えますので、引き続き検討していただければなと思えます。

○嘉名委員長

まずはそのあたり、まだこれから検討に入るという今日のご説明だと思うので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、私からは、これ実は景観重要建造物って、景観法ができたときのいきさつで、重複を避けるという意味合いで、重要文化財とかは対象外になるという仕組みになっていますね。例えば大阪で言えば、中央公会堂とかは重文だから、景観としての資源登録ができないみたいな形になっているわけですね。景観重要建造物にはならないということですよ。だから中央公会堂の眺望保全が手薄になるということはあってはいけないと思えますので、そういうことも含めて建造物の制度の在り方をぜひ検討していただければなと思えます。

○事務局（中村）

ありがとうございます。ちょっといろいろ他都市さんも見ながら検討するようにいたします。

○嘉名委員長

それでは、今後、皆さんの意見をまた適宜いただく機会を設けたいと思えます。今後の指定に向けた検討を、資源部会の皆さんをはじめ、それから委員の皆さん、先ほど松岡委員からはデザイン部会の話もございました。委員の皆さんのご協力を得ながら進めていけたらと思えますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の議題に移りたいと思えます。議題（3）景観読本の更新についてということで、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中村）

続きまして、議題（3）景観読本の更新についてということで、デジタルサイネージガイドラインの追加というのをご説明させていただきます。

説明用資料として資料3-1を、また、デジタルサイネージガイドライン本体の案とし

て資料3-2をお配りしております。資料3-1は、経過やガイドライン作成上のポイント等を整理するとともに、ガイドラインの重要な点等を抜粋して記載したものとなっておりますので、資料3-1に沿ってご説明させていただきます。

それでは、資料3-1をご覧ください。また、前のスクリーンにも同じ資料を表示しておりますので、適宜ご覧ください。

1ページをご覧ください。

御堂筋・中之島等の重点届出区域では、建築物とともに屋外広告物の景観誘導を実施しており、デジタルサイネージについては、夜間景観を含めた景観形成上影響が大きいことから、掲出を原則不可としてきました。一方で、近年、デジタルサイネージを活用した商用広告や緊急時の情報発信等のニーズが増加している状況がございます。

続いて、2ページでございます。

こうした状況に対応するため、本市では重点届出区域の一部のモデル区間において、景観面での一定のコントロールの下、本委員会に諮りながら、個別協議により誘導を図ってまいりました。

3ページでございます。

モデル区間におけるこれまでの実績や事業者の意見を踏まえ、デザイン部会を中心に議論を重ね、令和3年4月1日に重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱を改正し、一定の基準を満たすものについては掲出を認めることといたしました。また、要綱改正に伴い、右側に記載してございますが、景観読本の第II章で、デジタルサイネージの設置基準のうち、位置や形態意匠等の定量的な基準等の解説を部分的に追加し、公表しております。

続きまして、4ページをご覧ください。

今後の対応として、本市の基本的な考え方を公表し、協議手続きを円滑に進めるため、景観読本の解説を充実させ、新たに規定した誘導方針や基準を網羅的に解説する必要があると考えております。

具体的には、第II章、屋外広告物の景観形成にあるデジタルサイネージの部分的な解説から独立させる形で、第VII章、デジタルサイネージガイドラインとして再構成することとし、イラストや図を用いた解説や基準に準拠した良好な事例などをハード・ソフトの両面から取りまとめ、景観読本を更新したいと考えております。

5ページをご覧ください。

景観読本をどのように充実させるのか、目次を使ってご説明いたします。お示ししておりますのが現行の景観読本の目次でございますが、赤枠部分が先ほどご説明したデジタルサイネージの部分的な解説となります。今回、これを抽出し、独立したガイドラインとして再構成いたします。

6 ページをご覧ください。

お示ししておりますのが、更新後の景観読本の目次でございます。新たに赤枠部分の第七章、デジタルサイネージガイドラインを追加いたします。

7 ページでございますが、6 ページでお示した更新後の景観読本の目次の続きとなります。また、デジタルサイネージに関する景観コラムを追加することとし、本委員会の福田委員にご執筆いただいております。福田委員、ありがとうございます。

このコラムにつきましては、資料3-2、デジタルサイネージガイドラインの案の16 ページにも掲載しておりますので、別途ご覧いただければと思います。こちらの下のほうのグレーで囲っている部分になるんですけど、またご覧いただけたらと思います。

続きまして、8 ページをご覧ください。

ガイドラインの構成についてご説明いたします。左側には現在の景観読本にある部分的な解説の構成を、右側には変更後の構成をそれぞれお示ししております。右側で太字となっている部分が今回充実させる項目でございます。特に、5、設置基準の解説について内容の充実を図っております。

9 ページをご覧ください。

要綱に規定する設置基準のうち充実させる項目についてご説明いたします。規定一覧として記載しておりますのが、要綱の別表第1に規定された設置基準の一覧となります。このうち太字部分の前提条件の周辺との調和やコンテンツの基準等について解説の充実を図っております。

続きまして、10 ページをご覧ください。

7月29日に開催いたしましたデザイン部会では、①筐体のデザインについて等、主に3つの点についてご意見等を頂戴しております。また、下側に参考としてスケジュールを記載しております。本日、本委員会でご確認いただきました後、来年1月を目途に本市ホームページで公表する運びとしたいと考えております。

続きまして、11 ページからはデジタルサイネージガイドラインの内容をご説明いたします。資料3-2のデジタルサイネージガイドライン（案）も適宜ご覧いただければと思

います。

資料3-1のほうの12ページをご覧ください。

本ガイドラインのうち、1、はじめにから、4、設置基準について、右側に記載しておりますが、ガイドライン作成に係る背景や目的、協議対象、基本方針、設置基準といった解説内容をお示ししております。

続きまして、13ページをご覧ください。

5の設置基準の解説の紙面の大まかなレイアウトでございますが、設置基準の該当地区や解説、図解、参考事例等により構成しております。

続きまして、14ページでございますが、ガイドラインで解説する項目のうち主なものとして、本日ご説明いたします項目を太字でお示ししております。

続きまして、15ページでございます。

設置基準、前提条件について解説いたします。※1として、大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものとするとしており、当該基準には、広告物は集約して設置することとされております。これについて、デジタルサイネージは広告物を集約することができますので、既存の広告物に加えてデジタルサイネージを設置するのではなく、設置する際はその他の広告物を集約してくださいという解説を付しております。広告物基準のうち、意匠等の基準として規定されている地区の良好なまちなみの形成に資する、建築物全体の形態意匠と調和等についても解説しております。

16ページをご覧ください。

広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえ、筐体自体のデザインについて、周辺景観との調和に配慮することや、建築物の外観やその他の掲示物等との調和を図ったデザインとするよう解説しております。良好な事例として、大阪中之島美術館に設置されているデジタルサイネージについて、例えばNo. 1の記載でございますが、敷地境界からセットバックするとともに植栽と一体的に配置されており、周辺景観との調和が図られていることなどを解説しております。

続きまして、17ページをご覧ください。

設置基準、快適な街路景観創出のための基準について解説しております。画面の大きさが2平方メートルを超えると、景観上、圧迫感から悪影響を及ぼすだけでなく、画面を見るために立ち止まる人が歩行者や建物利用者の通行を妨げるおそれがあります。そのため、このようなデジタルサイネージを設置する場合は、敷地内に視点場の空間の広がり設け

ることとし、具体的な配慮やしつらえについては案件ごとに異なるため、事前に本市と協議を行っていただくこととしております。

18ページをご覧ください。

協議に当たっては、当該部分のしつらえが確認できる資料、パースですとか平面図ですとか断面図、それから現況写真等というものをご用意いただきまして、協議においては主に視点場となる空間の広がり確保されているか、あるいは建物利用者の出入りに支障がないかといった視点から確認を行うことと解説してございます。

19ページをご覧ください。

設置基準、周辺への影響を抑えるための基準についての解説でございます。デジタルサイネージは、日中と夜間では見え方が異なるため、まぶし過ぎない明るさとするため、それぞれ目安を設定していることに加え、輝度の測定は専用の機械を使用する必要があるため、下のほうですけれども、正しく測定する方法について解説しております。

続きまして、20ページでございます。

本ガイドラインでは、デジタルサイネージのコンテンツのデザイン性について解説することとしておりますが、それに至った背景や必要性をご説明させていただきます。本要綱では、設置者に対し、観光情報等のコンテンツについて、一定割合以上提供するよう求めております。そして、協議実績の中で、情報量が多過ぎるものや、文字のデザインやイラスト等のレイアウトについて見やすくなっていないものがあり、デザイン部会においても繰り返しご指摘を受けました。今後、似たようなコンテンツがあった場合、デザイン性の向上を図る必要があるため、ガイドラインにおいて一定水準以上のデザイン性を誘導するための解説が必要であると考えております。事例のほうを前のスクリーンでご紹介いたしますので、画面をご覧ください。

今、事例をご覧くださいました。

専門業者に委託をすればこのような事例とはならないのかもしれないのですが、行政職員などコンテンツ作成を専門としない方がこういったコンテンツを作成するときポイントが解説する必要があると考えておりまして、協議の際に確認するポイントを解説することといたしました。

コンテンツ作成のポイントとして、情報整理関連について2項目、それからレイアウト関連について2項目、文字関連について3項目挙げているほか、コンテンツのデザイン性について参考となる事例の紹介をしております。

続きまして、21ページをご覧ください。

初めに、情報過多となっていないかについてご説明いたします。デジタルサイネージは、その他の屋外広告物と違って、一定時間でコンテンツが切り替わります。下のほうに記載している例のように、必須の情報や不要な情報を選別し、できるだけ必要な情報に絞るとともに、写真やイラストを利用して、専門用語や長い文章は避けるよう解説しております。

続きまして、22ページでございます。

コンテンツと写真、イラスト、フォント等が調和しているかについてご説明いたします。伝えたい相手や内容とコンテンツのデザインが合っていない場合、伝わりにくいコンテンツになってしまいます。特にキャラクターの使用については、デザイン性に配慮するよう解説しております。下のほうで神戸市の事例を、子育てという伝えたい内容とデザインが調和している良好な事例としてご紹介いたしております。

続きまして、23ページですが、分かりやすいレイアウトになっているかについてのご説明でございますが、動きを出すデザインとすることで、逆に分かりにくくなるがあるので、一見して必要な情報が伝わるようレイアウトする必要があることを、事例を基に解説しております。

続きまして、24ページですが、伝わりやすいレイアウトになっているかについてご説明いたします。伝えたい情報の順序どおりにレイアウトされていない場合は、どの情報が重要なのか分かりにくくなりますので、大きさや行間、位置を調整し、伝わるように配慮するよう、レイアウトの事例を基に解説しております。

続きまして、25ページでは文字に関するポイントをご説明いたします。左側には、過度な装飾がされていないかとして、一般的な文字の装飾機能、ワードアートやアニメーション等ですけれども、そういった装飾機能を使用すると可読性が低くなるばかりか、安上がりな印象を与えてしまうことや、文字はそのままの形が最も読みやすくつくられていることを解説し、好ましくない装飾事例を紹介しております。右側には、文字が小さ過ぎないかとして、デジタルサイネージは印刷物よりも解像度が低いため、一般的な屋外広告物の基準より文字を大きくしたほうが分かりやすくなることを解説しております。

26ページは、コンテンツが持つ雰囲気と書体が調和しているかのご説明でございますが、コンテンツが持つ雰囲気と書体を調和させるために、書体が持つ雰囲気を理解し、目的に合った書体を使う必要があるため、幾つかの標準書体の特徴をご紹介します。

27ページですが、ガイドラインにおいて紹介しておりますコンテンツのデザイン性に

ついて参考となる事例でございます。

続きまして、28ページですが、6の協議等手続きについてとして、手続きごとに必要な書類の一覧や、設置基準、前提条件にある内部取扱規定や地域独自の基準、協議の流れについて解説しております。今ご覧いただいている資料とまた別のガイドライン（案）の本体の資料3-2のほうですけれども、36ページをご覧いただけますでしょうか。

手続きフローでございますが、デジタルサイネージの運用前には、設置位置や大きさ、筐体のデザインなど、主にハード面について協議を行います。手続きフローの上から3つ目に記載のとおり、手続きを進める中で本委員会の意見聴取を行います。右側に記載のとおり、低層部で中之島に面していないものについては本市の窓口のみで協議を行います。そのページの右側でございます37ページをご覧ください。デジタルサイネージの運用後については、主にコンテンツについて協議を行います。事業者に対し実績報告の提出を求めており、手続きフローの上から4つ目に記載しておりますが、一部の低層部に設置するものと中層部に設置するものについては本委員会で意見聴取を行い、それ以外のものについては本市の窓口で協議を行います。事業者は、本委員会の意見及び本市の意見を踏まえ、来期の実施計画を提出する仕組みとなっております。

以上で、議題（3）の事務局からの説明を終わります。よろしくお申し上げます。

○嘉名委員長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました。

今年度の4月、要綱改正に伴って、協議、手続きの円滑化を図るため、大阪市の考え方を取りまとめたデジタルサイネージガイドラインを作成し、景観読本に追加することで、景観読本を更新したいということでございます。

ご意見ございましたら、またご質問でも結構ですので、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ、岡井委員。

○岡井委員

ちょっと教えていただきたいのですが、この協議の対象地区というのは、重点届出区域と、あと大阪駅周辺沿道地区、難波駅周辺沿道地区が協議対象地区となっていて、それ以外のところは特に必要ないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（中村）

はい、おっしゃっていただいているとおりでございます。あと、プラスアルファで御堂

筋のデザインガイドライン区間というのもあるのですけれども、今おっしゃっていただいたとおりでございます。

○岡井委員

その重点届出区域では建物低層部のみで、大阪駅周辺沿道と難波駅周辺沿道に関しては中層部のみということでしょうか。

○事務局（中村）

大阪駅周辺と難波駅周辺については低層部と、あと中層部、31メートルぐらいまでの高さというところで協議対象としているところでございます。

○岡井委員

低層部と中層部に対して協議対象があると。じゃ、逆に重点届出区域だと、中層部に対しては自由にできるということになるのですか。

○事務局（中村）

その部分についてはつけないでくださいということで、低層部だけにつけてくださいという形で誘導しております。

○岡井委員

分かりました。

あと、これ幾らでも変更ができると思うのですけれども、そうすると変更のたびに事業者さんからすれば協議が必要になってくるという理解でよろしいですか。

○事務局（杉山）

先ほど最後に資料3-2のフローのほうでもご説明させていただいたのですけれども、一番初めに設置する場合、左側の運用前というところのデジタルサイネージ設置協議の申出のところに、先ほど口頭でご説明しましたが、ハードの大きさとか設置位置が分かるものに加えて、このとき予定されているコンテンツの実施予定のものを出していただきまして、前段で意見があれば意見を付すというような形で、その後、完成しましたら現場の検査等もさせていただくんですけれども、何か意見があれば、それを踏まえて運用を開始されると。その間で予定されていなかったコンテンツ等につきましては、資料右側のほうの実績報告のほうで最終報告をいただいて、それでまた改めてコンテンツについての協議させていただくというような形になっております。なので、何か大きくコンテンツの数というか、輝度の話ですとか、あと掲出する時間、そういった大きなものが変わらない限りは、コンテンツの変更の細かいものについては事後協議でさせていただいているといったとこ

ろです。

○岡井委員

分かりました。じゃ、そのコンテンツそのものについて、一々これをするからという協議ではないという理解でよろしいですか。

○事務局（杉山）

そうですね。ある程度事前に計画いただいたものの中で同じようなものは配慮していただくというような形で進めさせていただいております。

○岡井委員

分かりました。そうすると、最初の協議が非常に重要になってくるということですね。そこで、こういうコンテンツはいいけど、こういうコンテンツはやめてほしいというようなことをちゃんと伝えていかないと、その後、コンテンツの中身が変わっていきますので、そういった中で事後報告ですと、何でこんなものが実施されていたんだというようなことが後から分かるということになるんですね。

○事務局（杉山）

それで、そういったことがないように、ちょっと細かいですが、資料3-2の右下、ちょっと分かりにくいですが27以降、28、29、30のほうで細かいチェックリストなども設けておまして、ハード部分については、運用後変わるようなものは、輝度以外にはあり得ないかなと思うのですけれども、コンテンツにつきましても、観光情報を掲出しているよといったことですか、公序良俗に反しないものとするというような要綱の基準上で満たさなくてはいけないものは設置時にチェックリストをつくって、自らチェックもしていただいて、同じようなことで守っていただくというような形で運用させていただいております。

○岡井委員

分かりました。ありがとうございます。なかなかコンテンツの中身についてはデザイン性みたいなことがあって、良い、悪いというのは人によって多分その判断が様々だと思いますので、どうコントロールしていくのかというのは非常に難しいとは思いますが、その分、この読本が重要な役割を果たしてくれるかなと思いますので、期待しております。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

じゃ、松岡委員、お願いします。

○松岡委員

このデジタルサイネージに関して、視点場という言い方が少ししっくりこないなとちょっと思っています、そういうふうに言われていけばそういうものだと思うのですが、恐らく都市の低層部であれば動線空間と滞留空間と言って、恐らくそこに情報があるなという視認性と、それから、それが読みやすい、分かりやすいという判読性と、それから、それが読めるという可読性みたいなものがあって、そのためにはどれぐらいの段階で、例えばどういう時間で情報が流れてくるかによっても、そこに滞留する時間も変わってくると思うので、動線空間とはかぶらない滞留空間を十分設けると。それから、それがもし視認性を優先してしまって都市景観をいじめているようなことがあるようであれば、そこは、既に書かれていたと思うのですが、そういった十分配慮した視認性ですね。ただ目立つだけではないというような。少し段階を絞って、言い方も少し変えていって、そうするとレイアウトの問題とかテキストの大きさの問題とかスピードの問題というふうに、もうちょっと整理できるのかなと。視点場というと、ただ眺めているだけみたいになっているイメージが私はあるんですが。と思いました。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

今のは資料の3-1でいうと18ページ辺りのところですかね。今回、読本でいうと13、14、15、16ぐらいですかね。この辺で、通行、滞留というような整理を加えていただくと、より分かりやすくなるのかなということと、視点場という言葉も出てくるんですか。

○事務局（杉山）

基準の中にまず2平方メートルを超え5平方メートル以下の場合は敷地内の視点場となる空間の広がり等を踏まえというようなことで入れさせていただいているのと、あと中層部については敷地内というよりも敷地外になるのですけれども、中層部についても視点場となる空間の広がりを踏まえて設置可能な大きさ等を協議するという、こちらは資料3-2ですと21ページに中層部のほうの基準。

○嘉名委員長

今、視点場という言葉の使い方というのは、都市景観、いろいろなものが見えてくる中にサイネージも含んで見える、ちょっと引きを取って見ているときに視点場という言葉を使

っていらっしゃって、サイネージそのものを見るというのは違う言葉遣いをされていらっしゃるということですか。そこは一緒ということ。

○事務局（杉山）

一緒の言葉遣いになっているかなと。

○嘉名委員長

多分松岡先生おっしゃっているのは、多分視点場というのと、もうちょっと引きを取っていろんなものを見ている中に、要素としてサイネージが現れてくるというふうに捉えられるんじゃないかと。サイネージそのものの視認性ということの説明することと、都市景観全体への調和ということが、ちょっと少し理解がしづらくなる側面があるということなので、趣旨が間違っているということではないんだけど、その2つがちゃんとそれぞれ伝わるような言葉の整理をお願いしたいということだと思いますので。

○事務局（杉山）

分かりました。

○嘉名委員長

その趣旨で、全然書いてあることが違うという意味ではなくて、整理をしていただければなと思います。

ほかいかがでしょうか。

はい、どうぞ、松島委員。

○松島委員

先ほど岡井委員がお尋ねになったフローのところについて私もちょっと伺いたいのですけども、資料3-2の後半のところですよ。この手続きフロー、大体計画を出してから実績報告、運用開始までどれぐらいの月日を想定されているのかということと、先ほど、制限側からすると、あまり奇抜なものとはということで、制限を加える必要があるというお話もあったのですが、逆に、こういうものを出したいんだけど、1年後に出したいものと今出したいものは違うとか、1年かかるんだったらそれを想定して、例えば32ページにあるようなコンテンツ計画、この段階では、必要添付書類で内容が分かるもので映像を出せと書いてあるので、その段階である程度中身が決まっていなくて出せないと思うんですけど、であればなおさら、可能なところは短くしていただくような工夫をしないと、うまく使ってもらえないんじゃないかと思うのですが、そのあたりご説明をいただけると幸いです。

○事務局（杉山）

すみません、もう一度確認したいんですけども、大体のかかる時期というのは、協議の申出があってから協議が成立するまでの期間のことでしょうか。

○松島委員

36ページにあるような、例えばこれ一番最初の申出があってから、一番下に運用開始に至るまでにどれぐらいを想定されているのかというようなイメージ。

○事務局（杉山）

申出がある時期には全てのいろいろな書類が整った時期として、事前協議を含まないでいきますと、申出から運用開始まで大体2か月ぐらいかなというようなところですよ。

○松島委員

すみません、この申出の前に事前協議があるのですか。

○事務局（杉山）

はい。早い場合ですと申出から、運用開始といいますか、運用開始は設置する工事を含めてなので、ちょっとそれはかなり物によると思います。新たに新築工事の中でサイネージを併せてつける場合と、改修工事でサイネージだけつける場合というのがありますので、すみません、私の今の2か月と申しましたのは、申出から協議の成立です。その協議の成立の後で工事が入ります。協議の成立までが短くて1か月、長くて2か月弱。2か月もかからない、実績でいうと大体1か月ちょっとぐらいでできているかなといったところです。

あと、先ほどいただいたDVDで提出するというのは、その設置のときに分かっているものというのはDVDで出していただくんですけども、実際、新築工事の中でいいますと結構早い段階から協議していただかなくてはいけないということもありますので、取りあえずその際にはコンテンツ計画等内容が分かるというか、大体の種類といいますか、自社広告なのか他社広告なのかといったものを出していただいて、また変更で、その後確定したものを更新するというような対応もさせていただいてはおります。まだなかなか、実績が3件、4件ぐらいなので、その中での実績の中にはなるんですけども。

○松島委員

分かりました。まだ多分これから運用しながらということだと思っておりますけれども、省略できるようところはなるべく省略していただいて、例えば新築でサイズだけ分かって、後でコンテンツは再度というのであれば、この段階で内容まで求めなくてもいいかもしれないですし、その辺少しご配慮いただけるといいかなと思われました。

以上です。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

手続きについては、やっぱり事前の相談がかなり重要ですね。最近行政のほうではなかなか事前協議というのが、書き込むのが難しいんですかね。公の書類に。景観法なんかでも委任条例では事前協議というのは概念的にはないんだけど、自主条例では事前協議というのを盛り込んでいらっしゃる自治体は多いみたいなことがあったり、今回も、もし、設置計画が固まる段階で届けてくださいという趣旨以外に、いやいや、もうちょっと都市景観に寄与するという観点から、計画が柔らかい段階から内容をご相談いただきたいという趣旨なら、少し表現を変えたほうがいい部分があるかもしれませんね。それから、今、松島委員がおっしゃったように、何か大量の書類を全部そろえないと協議に応じてもらえないんじゃないかというようなことになっていけませんので、むしろ気軽に、全部整っていない段階からご相談くださいと。そのほうがありがたいですということだと思し、そのためにわざわざ読本とか理解を深めていただくものをご準備いただいているということなので、そのあたりはできるだけ気軽にご相談いただけるという形で、少し表現を工夫していただいてもいいかなと思いますね。どうですか。

○事務局（杉山）

要綱に記載の文言はちょっとなかなか修正等できないんですけれども、読本の中ですかといったようなところで工夫できることは考えていきたいなと思います。

○嘉名委員長

要は、多分これ、ざっと見ると、かなり大量の書類をそろえないと協議に応じてもらえないんだということになると、逆に全て決まった状態で協議に来られると。本当はもっと、実は事前にキャッチボールしたかったのにとということにならないようによろしく願います。

○事務局（杉山）

はい。

○嘉名委員長

ほかいかがでしょうか。

松岡委員、どうぞ。

○松岡委員

16 ページに筐体自体のデザインについても配慮しましょうとありまして、この中で、他の掲示物等との調和を図ったデザインとあると思うんです。ここで挙げられている良好な事例って、館内の案内と共にサイネージが一緒にくっついているという例だと思うんです。こういうことが恐らくやらない場合もあって、追加で、新規でつくって来的时候に、それが、例えばこういうのなら大丈夫だとか、例えばそういった館内の案内が固定的にあるものに対して同サイズにしましょうとか、それから最低限のサイン計画ですね、そういったものを合わせていこうみたいなことの事例があったほうが、これちょっとうまくやり過ぎている例で、なかなかハードルが高いのではないかと思います。たしか自販機もくっついていましたもんね。部分的には。ですので、これは本当に集約されていていい案だと思うんですけれども、ほかの事例も示して、向きがちぐはぐでないように。配置も含めて。そこら辺の何かいい例が示せたらいいのかなと思っています。

○事務局（杉山）

読本どんどん充実していきますので、今のいい事例の中で、一旦この形でさせていただきつつ、届出していただくときにアナログの屋外広告物も併せて書類提出いただいたりしていますので、そういったことで書ける内容を考えて記載、充実していければと思います。

○嘉名委員長

実は中之島美術館頼みのところがかなりあるんですけど、これはこれで固めるということよりは、ちょっと事例収集が追いついていないというところもあって、適宜充実させていくということで事務局も思っておりますので。松岡先生のご意見踏まえて、また充実させてください。よろしくお願いします。

○事務局（杉山）

ありがとうございます。

○嘉名委員長

ほかいかがでしょうか。

デジタルサイネージガイドライン、それから景観読本の中の一部の改定ということで今ご意見をいただきました。もちろんこれまだまだ今後充実させていくということなので、また皆さんからもご意見いただきながらということで進めてまいりたいと思いますが、大きく何か内容の修正というんですか、そういうご意見はなかったように思います。より分かりやすく、伝えやすく、改善を図ってはどうかというご意見でありますとか、それから、

協議の趣旨も踏まえて、少し事業者さんに気軽に相談していただけたらとか、そういうことも含めて少し分かりやすくしていただけたらというようなご意見かなと思います。

デジタルサイネージについては、大阪駅周辺地区で幾つか先行事例、これは中層部の事例で今まで実績を積んできて、そのときにはコンテンツも全部見ていたんですよ。それを数年蓄積してきて、これを各事例で全部やっつけようとする、それはなかなか大変だということもあって、そういうことを、今までの経験を踏まえて、それを今回ガイドライン、読本の中に盛り込んで、皆さんにも共有していただこうということで、今回、福田先生にも原稿を書いていただいたりして内容の充実を図ってきたということです。ですので、事前に全て先生方に見ていただくということはないとは思いますが、恐らくこれまでとちょっと同じような部分あるかもしれません。つまり窓口でやっぱり担当者さんが悩まれる事例って、恐らく間違いなくある。そういうのはまた部会なり委員会のほうにお諮りいただいてもいいかなと思いますし、ガイドラインについても改定していく、充実させていくということなので、まずはこれバージョン1ということでお認めいただいて、適宜発展させていくということをお願いしたいと思います。

若干、文言とか表現に恐らく修正があるということでもいいですかね。大きくは変わらないと思いますが、少し見直しする余地があるということだろうと思いますので、そこについては私のほうで内容を確認させていただいて、今日先生方からいただいた趣旨を踏まえて、修正を事務局のほうと私のほうで一任させていただいてという形で取りまとめをさせていただきたいと思います。それでお認めいただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、また事務局と私のほうで相談したいと思います。

それでは、最後の議題（４）その他について説明をお願いします。

○事務局（杉山）

杉山でございます。

お手元の資料４をご覧ください。

各部会の開催状況でございますが、第61回委員会以降の部会の状況を記載してございます。まず都市景観資源検討部会ですが、令和3年8月30日に、本日議題（1）で審議いただきました新規登録につきましての現地調査、そして9月には同内容につきましての審査、またこちらは変更登録について、また記載の内容の建造物の指定に関してご議論いただいております。また、デザイン部会につきましては、前回の委員会終了後に開催し、

デジタルサイネージガイドライン（案）について審議いただいております。

資料裏面でございますが、今後の委員会、部会の予定でございます。委員会は来年3月の開催で日程を調整中でございます。年明け早いうちにはまたご連絡させていただきます。内容につきましては、道修町まちづくり協議会が進めております地域景観づくり協定の認定に伴う意見聴取ですとか、御堂筋における景観誘導のあり方についてを議題とさせていただきます。また、部会につきましては、都市景観資源検討部会を、登録候補の確認ですとか景観重要建造物、今後の指定の考え方を含めた案につきましては、2月10日木曜日に予定しております。景観形成推進方策検討部会につきましては、地域景観づくり協定の認定及び景観方策の検討についてを議題に、2月から3月の開催に向けて、ただいまこちらも日程調整中でございます。

説明は以上でございます。

○嘉名委員長

ありがとうございました。

今後の委員会及び各部会の開催状況及び今後の予定について説明がございました。ご意見ございますでしょうか。ご質問ございますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、本日予定しておりました議事は全て終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

○事務局（杉山）

本日は長時間にわたりまして、貴重なご意見いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、第62回大阪市都市景観委員会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございます。

大阪市都市景観委員会委員

大阪市都市景観委員会委員
